

随意契約締結状況

令和4年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	薬品保冷庫の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	4,228,400円	契約業者は、当該機器の調達業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	自動血球洗浄装置(ACP215)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	ヘモネティクスジャパン合同会社 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京俱楽部ビルディング	8,324,800円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	全血採血装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	6,089,600円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	採血前検査用簡易型ヘモグロビン測定装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	株式会社アムコ 東京都千代田区飯田橋4-8-7	5,070,120円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	採血前検査用簡易型ヘモグロビン測定装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	株式会社ジェイ・エム・エス 広島県広島市中区加古町12-17	5,070,120円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
6	成分採血装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	ヘモネティクスジャパン合同会社 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京俱楽部ビルディング	143,451,000円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和4年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
7	成分採血装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	174,823,000円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
8	製造工程自動化システムの保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	三機工業株式会社 神奈川県大和市中央林間7-10-1 三機テクノセンター	131,857,000円	契約業者は、当該装置の製造・設置業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	病院賠償責任保険	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	取扱保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 代理店:株式会社日赤振興会 東京都港区芝大門1-1-3	93,682,260円	契約業者は、過去の実績により本件に精通していること、また、当該補償内容の保険を取り扱うことができる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
10	大容量冷却遠心機の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	89,491,160円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
11	血漿分画製剤用原料血漿及び保管検体にかかる業務委託	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	一般社団法人日本血液製剤機構 東京都港区芝浦3-1-1	197,986,200円	契約業者は、日本赤十字社からの事業譲渡先であり、本件業務の継続を維持する必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
12	人事・給与システムの保守	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月1日	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷 6-33	119,086,440円	契約業者は、当該システムの開発業者であり、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和4年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
13	製造領域における業務見直し内容の実現性検討及び具体化計画支援	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月7日	株式会社クニエ 東京都千代田区大手町2-3-2	275,000,000円	契約業者は、過去の実績により本件に精通しており、適切な履行が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
14	献血推進・予約システムにかかるWebポイント交換用記念品の調達	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月7日	株式会社日赤サービス 東京都港区芝大門1-1-3	22,581,900円	契約業者は、本件で使用するキャラクターの権利を有しており、本件を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
15	次期血液事業情報システムの開発に向けたRFP作成支援及び業者選定にかかる支援	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月11日	株式会社クニエ 東京都千代田区大手町2-3-2	260,700,000円	契約業者は、過去の実績により本件に精通しており、適切な履行が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
16	NGS解析用ソフトの調達	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月22日	株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	1,394,514円	予定価格が160万円を超えない財産の買入に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
17	令和4年度全国赤十字大会の運営	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月25日	ヌーベルメディア株式会社 東京都千代田区四番町5-6	9,000,000円	契約業者は、平成25年度から継続して本事業を受託しており、円滑な大会運営を期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
18	臍帯血バンク事業の処遇品の作成	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月27日	株式会社日赤サービス 東京都港区芝大門1-1-3	1,933,250円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)	

随意契約締結状況

令和4年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
19	和歌山県支部不動産(土地)の売却	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和4年4月28日	御前崎海運株式会社 広島県豊田郡大崎上島町中野 5929	1,500,000円	当該不動産は、山林という特殊性から競争に付しても入札者が見込まれないところ、契約業者は山林売買専門仲介業者を経由して購入希望があった唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	